（令和５年９月）

定期健康診断結果による有所見率の改善に向けた取り組み
【事業者、健康管理担当者、労働者の皆様へ】

徳島労働基準監督署

【はじめに】

●定期健康診断の結果、何らかの異常所見を有する労働者の割合（**有所見率**）は増加傾向にあり、健康確保の観点から、**健康診断実施の徹底**と**健診結果に基づく保健指導**や**事後措置の適切な実施**、**長時間労働**による**疲労の蓄積の防止**を図ることが重要となっています。

●**脳・心臓疾患（くも膜下出血・脳梗塞・心筋梗塞・狭心症等）**による労災支給決定件数は高水準で推移しており、多くの労働者が生活習慣病と総称される**高血圧症・高脂血症・糖尿病等**に罹患するか、又はその予備群になっています。

●**脳・心臓疾患の発症**に関しては、**生活習慣病**や**長時間労働による疲労の蓄積**が下地となっており、**「血圧」・「肝機能」・「血中脂質」・「血糖」・「尿中の糖」・「心電図」等**の各検査項目における**異常所見に深く関係**していることが医学的に認められております。

●定期健康診断結果による**有所見率の改善**については、**事業者が行う各種対策**をはじめ、**労働者自身**も**有所見を改善する**という**自覚を持って**日常生活を送っていただく必要があります。

以下では、**『労働安全衛生法』**及び**『健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針』**等に基づき、事業者が有所見率改善のために取り組むべき事項について解説いたします。
各事業者におかれましては、**下記の【１～６】**に記載された事項を主として、計画的かつ効果的な実施を図っていただき、**労使が一体**となって**有所見率の改善**に向けた各種対策への取り組みをお願いいたします。

記

【１】衛生委員会等における調査審議　【労働安全衛生法第１８条　労働安全衛生規則第２２条】

・衛生委員会（又は安全衛生委員会）において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議しなければなりません（議事録周知・３年保存）。
・具体的には、**①定期健康診断の結果に対する対策の樹立、②労働者の健康保持増進を図るための実施計画の作成、③長時間労働者の健康障害の防止対策、④労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策、**等について調査審議する必要があります。

▶労働者数が５０人未満の事業場においては、上記の衛生委員会（又は安全衛生委員会）の設置義務はありませんが、関係労働者からの意見を聴取するため、同様の機会（安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等）を設けてください。　（関係労働者の意見の聴取：労働安全衛生規則第２３条の２）

【２】健康診断の結果について医師等からの意見聴取　【労働安全衛生法第６６条の４】

・定期（歯科）健康診断の結果、検査項目に異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師（又は歯科医師）の意見を聴かなければなりません。

▶ここでいう医師の意見とは、①通常勤務、②就業制限、③要休業の３区分のことであり、聴取した意見については、各健康診断個人票等に記載しておく必要があります。

▶歯科医師からの意見聴取は、塩酸・硫酸等有害物のガス等が発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して実施した歯科健診の結果、異常の所見があると診断された場合に限ります。

【定期健康診断の例】

★医師による意見聴取の内容（個人票等への記入例）

就業区分	内容	就業上の措置内容例
通常勤務	―	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	労働時間の短縮、時間外労働の制限、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換措置など
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置など

【3】健康診断実施後の措置　【労働安全衛生法第６６条の５】

・上記２の医師等から聴取した意見を勘案し、必要がある場合には当該労働者の実情を考慮して、**①就業場所の変更、②作業の転換、③労働時間の短縮、④深夜業（時間外・休日労働等）の制限**などの業務負担を軽減する措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置又は整備、医師等の意見の衛生委員会（安全衛生委員会）への報告と適切な措置を講じなければなりません。

【4】健康診断の結果の通知　【労働安全衛生法第６６条の６】

・定期健康診断を実施した労働者に対し、異常の所見の有無にかかわらず、その結果を遅滞なく通知しなければなりません。

【5】保健指導の実施　【労働安全衛生法第６６条の７】

・定期健康診断の結果、健康保持に努める必要がある労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

※保健指導の内容には、食生活の改善、運動の励行等日常生活面に対する指導のほか、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等が含まれます。

（例）食生活の改善・・・カロリー・栄養バランスを考慮した食事摂取（１日３食）。

飲酒・喫煙習慣の改善・・・有所見者における禁酒(摂取量制限)・禁煙。

運動の改善・・・１日２０～３０分間の歩行(又は同程度の有酸素運動）の励行。

【6】健康教育等の実施　【労働安全衛生法第６９条】

・労働者に対する健康教育及び健康相談、その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるように努めなければなりません。

●労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について（リーフレット）

【職場の健康管理や労働衛生対策の推進に『産業保健総合支援センター』のご利用を！（無料）】

『**産業保健総合支援センター**』では主に次の業務を行っています。

①窓 口 相 談〔専門スタッフが産業保健に関する相談に応じ解決方法を助言〕。

②研　　修〔職場の健康問題に関するセミナー等を開催〕。

③情報の提供〔産業保健にかかる情報をホームページ等で提供〕。

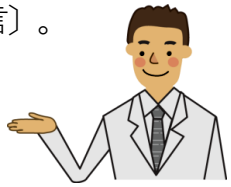

【お問合せ先】〒770-0847　徳島市幸町 3-61　徳島県医師会館３階

徳島産業保健総合支援センター

ＴＥＬ：０８８-６５６-０３３０

ＦＡＸ：０８８-６５６-０５５０

※ご利用の際は事前に予約してください。

第７４回　全国労働衛生週間

本週間：10 月 1 日～7 日（準備期間：9 月 1 日～30 日）

《スローガン》『目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場』

〔参照〕令和５年全国労働衛生週間実施要綱（中央労働災害防止協会）

『全国労働衛生週間』とは、働く人の健康の確保と増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間のことで、昭和 25 年から毎年実施され、今年で第 74 回目を迎えます。この労働衛生週間を機に、健康づくりへの一層の取組をお願いします。

★９月『職場の健康診断実施強化月間（厚生労働省）』

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」

◆平成 27 年 12 月から「ストレスチェック」の実施が義務化（50 人以上）　※50 人未満は努力義務

（例）有所見率の改善に向けた取組計画

★計画の作成義務はありませんが、作成例を参考にして有所見率の改善に努めてください。

１．定期健康診断

（１）定期健康診断全体の有所見率の推移（減少目標を設定している場合はその内容）

【過去３年間の推移：平成２年〇〇%、令和３年〇〇%、令和４年〇〇%】

（例）令和５年度の当初から下記の対策に取り組み、令和５年度の定期健康診断において有所見者全員に検査値の改善又は有所見であった検査項目の減少が見られること。

【全項目の有所見率：令和５年〇〇%（目標）】

（２）脳・心臓疾患関係の主な検査項目の有所見率の推移（減少目標を設定している場合はその内容）

（例）血中脂質検査の有所見率：　令和３年〇〇%、令和４年〇〇%、令和５年〇〇%（目標）
血圧の有所見率　：　令和３年〇〇%、令和４年〇〇%、令和５年〇〇%（目標）
血糖検査の有所見率　：　令和３年〇〇%、令和４年〇〇%、令和５年〇〇%（目標）
尿検査（糖）の有所見率：　令和３年〇〇%、令和４年〇〇%、令和５年〇〇%（目標）
心電図の有所見率　：　令和３年〇〇%、令和４年〇〇%、令和５年〇〇%（目標）

２．実施事項の対象者、実施方法、実施時期、重点内容等

（１）定期健康診断実施後の措置

（例）定期健康診断の結果が明らかになる令和５年〇月、産業医に対して有所見者全員を対象に就業上の措置に関する意見を聴取※し、聴取後、具体的な措置の内容を工場長と相談の上、実施する。※50 人未満の事業場では、意見聴取について地域産業保健センター等を活用。

（２）定期健康診断の結果の労働者への通知等

（例）定期健康診断の結果が明らかになる令和５年〇月、全労働者を対象に健康診断の結果を通知するとともに、併せて、電子メールにて、健康教育、保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項を着実に実施するよう指導する。

（３）定期健康診断の結果に基づく保健指導

（例）令和５年〇月、全労働者を対象に産業医が定期健康診断を実施するとともに、有所見者全員を対象に、有所見の改善に向けた食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供を重点とした保健指導を行う。

（４）健康教育・健康相談等

（例）令和５年〇月及び〇月、所見の無い者も含めて、全労働者を対象に、脳・心臓疾患関係の主な検査項目が有所見とならないための措置を重点に健康教育を行う。また、全労働者が順次年１回以上相談を受けるよう、毎月、健康相談の日を設定し、労働者自身の取組状況の把握、指導等を行う。

（５）保健指導等の実施後の労働者の取組状況の把握、指導

（例）保健指導等の実施後、〇月経過後及び〇月経過後、電子メールにて取組状況のアンケートを行い、取組状況が不十分な者については、（４）の健康相談により再指導する。

（６）産業医との連携

（例）産業医が実施する職場巡視と併せて、定期健康診断による有所見率の改善に向けた取組の実施状況の確認、健康相談、健康教育等を行う。また、労働者の健康管理に必要な情報※を産業医に提供する。　※健康診断結果の他、時間外・休日労働が１月 80 時間を超えた労働者の氏名、超えた時間に関する情報等。

（７）全国労働衛生週間等における取組

（例）全国労働衛生週間及びその準備期間において、社内誌、講演会、電子メールによる労働者への啓発等、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等の開催等を行う。

３．取組の評価方法、時期

（例）令和５年度の定期健康診断の結果が明らかになった時期に、個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、令和５年度の定期健康診断の結果等を基に、今後の課題を含む評価を行う。また、これらを集計し、事業場全体の評価、今後充実強化すべき事項等をとりまとめ、衛生委員会等にて調査審議し、令和５年度の計画に反映させる。

◆定期健康診断の種類

	●健康診断の種類	実施時期
定期健康診断	雇入時の健康診断（安衛則第 43 条）	雇入れの際
	定期健康診断（安衛則第 44 条）	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断（安衛則第 45 条）	深夜業など「労働安全衛生規則第 13 条第1項第 2 号」に揚げる業務への配置替えの際、6 月以内毎に1回
	海外派遣労働者等の健康診断（安衛則第 45 条の 2）	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務につかせる際
	給食従業員の検便（安衛則第 47 条）	雇入れの際、配置替えの際

◆定期健康診断の項目

	●雇入れ時の健康診断（安衛則第 43 条）		●定期健康診断（安衛則第 44 条）
1	既往歴及び業務歴の調査	1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3	身長(※)、体重、腹囲(※)、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査	4	胸部エックス線検査(※) 及び喀痰検査(※)
5	血圧の測定	5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）(※)
7	肝機能検査（GOT、GPT、（γ—GTP）	7	肝機能検査（GOT、GPT、（γ—GTP）(※)
8	血中脂質検　査（LDLコレステロール，HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8	血中脂質検査（LDLコレステロール，HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(※)
9	血糖検査	9	血糖検査(※)
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11	心電図検査	11	心電図検査(※)

（※）・・・医師が必要でないと認めるときに省略が可能な健診項目

『医師が必要でないと認めるとき』とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断すること。
したがって、以下の省略基準についても、単に年齢等により機械的に省略されるものでは無いことに留意。

健　診　項　目	医師が必要でないと認める時に左記の健診項目を省略できる者
身　長	２０歳以上の者
腹　囲	①４０歳未満の者（３５歳を除く） ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ＢＭＩが２０未満である者〔ＢＭＩ（Body Mass Index）＝ 体重ｋｇ÷（身長ｍ×身長ｍ）〕 ④ＢＭＩが２２未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	４０歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①５歳毎の節目年齢の者（２０歳、２５歳、３０歳、３５歳） ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で３年に１回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図検査	３５歳未満の者及び３６～３９歳の者

●健康診断実施後の事後措置（安衛法第６６条の５）

労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるよう、事業者は労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、健康管理を適切に講じることが必要です。

そのため、健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者については、医師による意見を聴取し、必要があると認められるときは、当該労働者の実情を考慮して、

①就業場所の変更　②作業の転換
③労働時間の短縮　④深夜業の回数の減少

等の適切な措置を講じなければなりません。

●医師による意見聴取の内容（個人票の医師意見欄などに記入）

1. 就業区分及びその内容についての意見（例）

就業区分	内 容	就業上の措置の内容
通常勤務	－	－
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置など
要 休 業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置など

2. 作業環境管理及び作業管理についての意見など

●小規模事業場に対する地域産業保健事業の活用の促進

～労働者５０人未満の小規模事業場の事業者や労働者の方へ～　健康診断の事後措置に地域産業保健センターの活用を！

≪申込先≫　徳島産業保健総合支援センター　※ご利用の際は事前に予約してください。
徳島市幸町３丁目６１番地（徳島県医師会館３階）
TEL：０８８-６５６-０３３０　FAX：０８８-６５６-０５５０

労働者数５０人未満の小規模事業場の事業者や労働者の皆様を対象に、労働安全衛生法で定められた以下のような健康相談、保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています（但し、診療行為は行えませんので、治療が必要な場合にはその旨をお伝えします）。

①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取　②脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
③メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導　④長時間労働者による疲労・健康不安に関する面接指導　など